

北海道告示第 10071 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和3年5月24日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和3年1月22日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターJAM星が浦
釧路市星が浦大通2丁目6番地1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 福原 代表取締役 福原 郁治
帯広市西22条北1丁目13番地
DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(3) 変更した事項

ア大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
(株) 福原	代表取締役 福原 郁治	帯広市西22条北1丁目13番地
ホームマック(株)	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
(株) 福原	代表取締役 福原 郁治	帯広市西22条北1丁目13番地
DCMホームマック(株)	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

イ大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所	
ホームマック(株)	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	
(株) 福原	代表取締役 福原 郁治	帯広市西22条北1丁目13番地	
(有) ふっくら工房	代表取締役 浅野 啓二	帯広市東2条南8丁目20番地	①
(株) タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	
(株) 札幌ミヤコ	代表取締役 佐藤 昭夫	札幌市中央区北6条西11丁目29番地	
(株) フローリーストナワ	代表取締役 名和 重保	釧路市愛国西1丁目4番11号	②
(株) サンドラッグ	代表取締役 才津 達郎	東京都府中市若松町1丁目38番地1	
(有) あんざいシューズ	代表取締役 安済 弘	釧路市愛国東2丁目11-16	③
(株) メガネの早川	代表取締役 早川 友智	釧路市北大通り8丁目	④
(株) フィッシュランド	代表取締役 佐藤 隆士	札幌市中央区南3条東4丁目1番地20	⑤
(株) 柳月	代表取締役 田村 昇	帯広市大通南8丁目15番地	
(株) 徳寿園	代表取締役 服部 辰夫	釧路市美原5丁目25番1号	
(株) ライフポート	代表取締役社長 横山 清	札幌市豊平区平岸1条1丁目8番8号	⑥
(株) プロ	代表取締役 佐々木 隆也	釧路市文苑1丁目23番11号	⑦

(変更後)

名称	代表者氏名	住所	
DCMホームマック (株)	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	
(株) 福原	代表取締役 福原 郁治	帯広市西22条北1丁目13番地	
(株) サンドラッグ	代表取締役 才津 達郎	東京都府中市若松町1丁目38番地1	
(株) タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	
(株) 札幌ミヤコ	代表取締役 佐藤 昭夫	札幌市中央区北6条西11丁目29番地	
(株) さかたの花	代表取締役 田中 政晴	釧路市新富士町5丁目3番36号	⑧
(株) 柳月	代表取締役 田村 英祐	帯広市大通南8丁目15番地	⑨
(有) サワダバッグ	代表取締役 澤田 良男	釧路市愛国西2丁目22番2号	⑩
(株) 徳寿園	代表取締役 服部 辰夫	釧路市美原5丁目25番1号	
(株) トーシン	代表取締役 宮本 達也	帯広市西6条南40丁目3番3号	⑪
未定			

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成27年3月1日

上記(3)イ 令和2年10月14日ほか

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者変更のため

上記(3)イ 大規模小売店舗において、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更のため

2 届出年月日

令和3年1月5日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和3年1月22日(金)から令和3年5月24日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで